WE Impact Tokyo·参加規約

本規約は、東京都が行う「多様な主体によるスタートアップ支援展開事業」にて採択された協定事業で、スリール株式会社(以下「当社」と称します。)が提供する、経済的・社会的インパクトの最大化を目指す女性起業家向けアクセラレーションプログラム「WE Impact Tokyo」(以下「本プログラム」といいます。)にご参加いただく際の諸条件を定めるものです。本プログラムにご参加いただく場合は、本規約に同意いただく必要があります。

第1条(目的)

本プログラムは、事業成長のための事業戦略や組織化・体系化、目指す目標やありたい姿の明確化などに寄り添い、経済的インパクト(事業成長による経済的な価値)と社会的インパクト(社会課題の解決や社会価値の創出)を合わせた総合インパクトを最大化させる女性起業家支援を目的としています。

第2条(契約の成立)

本プログラム参加の契約(以下「本契約」といいます。)は、本プログラムに参加を希望する者が応募エントリー申し込みを行い、その内容に基づいて当社が審査を行った後、当社から送られる審査を通過した旨の通知メールを、参加希望者が受信した時点で、当社と当該通知メールを受信した参加希望者(以下「参加者」といいます。)との間で成立するものとします。

第3条(本プログラムの内容)

当社は、本契約に基づき、参加者に対し、次の各号の業務(以下「本業務」といいます。)を執り行うものとします。但し、本業務の一部は当社が本業務を委託する株式会社OMOYA及び株式会社Ridilover等によって行われます。

- (1)本プログラムにおいての「事業成長を描くための講座」「フィールドツアー」「ラウンドテーブル」等の企画・運営
- (2)参加者が作成する事業計画や事業プレゼンテーションに関する発表や審査会等の企画・運営
- (3)前号に定める審査会会にて発表された参加者の事業計画の事業評価
- (4)前号に定める審査に基づく成績優秀者(以下「伴走支援対象者」といいます。)の選抜
- (5)伴走支援対象者に対する以下に定める業務

ア 事業検討におけるメンタリング支援(事業コンセプトやビジネスモデル設計、資金調達など)

- イ 専門家や投資家、金融機関、連携可能性のある企業等とのリレーションを活用した策定された事業計画の実証サポート
- ウ 一定の基準に達した起業家についての資金調達のための金融機関や企業・財団などへ向けた事業計画の策定とプレゼンテーション機会提供及びそのサポート
- エ 前記に定める報告会の一般公開による認知拡大
- (6)その他、前各号に関連して当社が必要と判断する付随業務
- 2. 本プログラムの実施及び参加に伴って参加者が利用する公共交通(新幹線、飛行機等)や宿泊施設等について、当社は手配を行いません。ただし、プログラムの円滑な実施のために当社が必要と判断する場合には、当社は、第 10 条にもとづいて第三者に対し、交通・宿泊の手配を委託することがあります。

第4条(支援金)

当社は、伴走支援対象者に対し、本プログラムにおいて定める「伴走支援」の期間中に生じた費用のうち、下記の運用に沿ったものについて支援金とし、1者あたり30万円(税別)を上限に提供します。なお、条件の詳細は、本プログラムの開始時に別途当社から参加者に対して提示します。支援金の支給にあたっては、下記すべての条件を満たす必要があります。

- (1) 本プログラムのメンタリングの際に使用目的を協議の上、伴走支援対象者が提出した見積書をWE Impact Tokyo事務局が承認していること。
- (2) 使用目的の範囲内で費消した費用を申告し、その証憑を事務局に提示すること。 (例えば、移動理由を事前報告した後 SUICA 履歴など証憑を提示。)
- (3)支援金の使用目的・用途としては、以下の①~③のような投資家等とのネットワーキングや、事業拡大を目的 とした、製品・サービスのブラッシュアップ、組織開発等のための経費とし、人件費や備品の購入費には使えません。
 - ①パートナーや出資者、先輩起業家、専門家等とのネットワーク形成に要する経費及びPR活動、スタッフ採用・チームビルディングに要する経費
 - ②試作外注及び試作外注先の協力者確保に向けた経費
 - ③製品・サービス・事業のブラッシュアップ等に要する経費
 - 上記①~③の項目に要する対象経費は、以下の科目となります。
 - (a.旅費・交通費、b.通信運搬費、c.資材購入費、d.外注費、e.印刷製本費、f.使用料 g.専門家謝金、h.委託料、i.雑役務費(アルバイト等))

- 2. 当社は、前号の支援金を本プログラムにおいて定める「伴走支援」の終了後に伴走支援対象者が指定する金融機関の口座に振り込むものとします。振込手数料は、当社負担とします。
- 3. 伴走支援対象者は、当社が求めた場合は速やかに、第1項に定める支援金の使途その他関連する事項として当社が報告を求めた事項について、書面またはメールで報告する義務を負うものとします。

第5条(承諾事項)

参加者は、本プログラムに関して次の各号に定める事項を承諾するものとし、参加者に所属する個人に当該事項を承諾させるものとします。

- (1)本プログラムの実施中に、当社または第三者による取材等が実施される場合があること。
- (2)前号の取材等の一環として行われる写真撮影等で、参加者に所属する個人が識別される態様で映る場合があること。
- (3)参加者に所属する個人の氏名等の個人情報や、本プログラムにおいて参加者に所属する個人が明示した発言・記録・発表内容、及び第1号に定める当社による参加者及び参加者に所属する個人への取材情報等、本プログラムの企画・運営にあたって当社が得た参加者及び参加者に所属する個人に関する情報はすべて当社が保管し、当社の宣伝資料若しくは研究分析資料等として利用する場合があること。
- (4)参加者が本プログラムの遂行過程において単独で創出した著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権および意匠権その他一切の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれ らの権利につき登録等を出願する権利を含み、以下「知的財産権等」といいます。)は当該参加者に帰属すること。
- (5)参加者が本プログラムの遂行過程において複数人で創出した知的財産権等の帰属は、当該創出に関与した当事者間の協議により決定すること。
- (6)前二号にかかわらず、本プログラムの遂行課程において新たに創出された知的財産権等に、当社、審査員、サポーター等の本プログラムの関与者(他の本プログラムへの参加者を含みます。)が従前から有している知的財産権が含まれる場合には、新たに創出された知的財産権は当該保有者に留保され、参加者は参加者に所属する個人に著作者人格権その他の権利を行使させないものとし、当該知的財産権等の利用に関しては、新規創出に関与した参加者及び当該保有者との協議により決定すること。
- (7)本プログラムの実施は、当社又は第三者が保有する知的財産権等を含む一切の権利の譲渡及び使用許諾を意味するものでないこと。

第6条(秘密保持)

参加者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して相手方から開示を受けた情報であって、次の各号の一に該当する情報(以下「秘密情報」といいます。)を、契約終了後 1 年間、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、参加者及び当社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報を当該政府機関等に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続をとる機会を与え、かつ、②当該政府機関等に対し相手方の秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該政府機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

- (1)秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報(2)秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後 14 日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が知っていた情報
 - (2)開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3)被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
 - (4)被開示者が、開示を受けた秘密情報によらず独自に開発した情報
- 3. 参加者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を本契約の履行以外の目的で利用し、または複製をしないものとします。
- 4. 参加者及び当社は、本プログラムが終了した場合または相手方から要求があった場合は、秘密情報及びその複製物(秘密情報がデータとして記録された媒体及びその複製物を含みます。)を直ちに相手方の指示に従い返却または廃棄するものとします。

当社は、本業務の履行にあたり参加者から個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいい、以下同じとします。)の預託を受けた場合、これを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、事前に書面による承諾を得ることなく、以下に定める目的及び当社プライバシーポリシーに定める目的以外のためには利用しないものとします。

- (1) 本業務の遂行
- (2) 当社が運営するイベント等に関する情報
- (3) 東京都に対する報告
- (4) 本プログラムに関する広報、宣伝活動
- 2. 当社は、前項のほか、本プログラムに関連して取り扱う参加者の個人情報を、当社プライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第8条(料金)

参加者は、本プログラムに無料で参加できるものとします。

2. 前項にかかわらず、第4条で示す以外の本プログラムの参加に伴い発生する諸費用(公共交通費、宿泊費、食費、通信費、施設入館料その他一切の実費)については、参加者が負担するものとします。

第9条(変更及びキャンセル)

参加者は、本プログラムへの参加継続が困難になる事象が発生すると合理的に予測される場合(募集要項の 2.(6) 「応募要件」に掲げる要件のいずれを満たさない状態になった場合を含みますが、これに限られません。)、当該事象の発生が合理的に予測された時点で速やかに当社へ相談するものとします。

- 2. 当社は、参加者が以下に定めるいずれかに該当した場合、何らの催告なく、本契約を解除できるものとします。
 - (1)本プログラム実施の妨げになると当社が判断する行為(本プログラムに対する進行妨害、他の参加者に対する迷惑行為を含みますが、これに限られません。)を行った場合
 - (2)募集要項の 2.(6)「応募要件」に掲げる要件のいずれを満たさない状態となり、かつそのことを事前に申告していなかった場合
 - (3)本プログラムにかかる各種書類その他参加者の経歴等に重大な誤り又は虚偽事実があった場合
 - (4)本契約に違反し、当該違反の治癒をすることができない場合、又は当社による是正の指示から相当期間経過後も当該違反が治癒されていない場合
 - (5)本契約に対する重大な違反があった場合
 - (6)本プログラムの実施期間中における素行不良等不適切行為が極めて顕著である場合
 - (7)支払停止、支払不能もしくは債務超過に陥った場合、参加者が振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または銀行取引停止処分を受けた場合
 - (8)差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売または公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始された場合
 - (9)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は私的整理の申立てがあった場合
 - (10) 東京都が本プログラムを中止すると判断した場合
 - (11) 前各号の他、本プログラムに参加する者としての責務を怠り、本プログラムに参加することが適当でないと当社が認めた場合
- 3. 当社は、感染症の拡大など、本来予定していた開催場所における本プログラム開催が困難であると当社が判断した場合においては、プログラム開催場所やプログラム内容を変更し、または当社が指定する WEB 会議ツールを用いた開催に変更する場合があります。この場合、当社は参加者に対して遅滞なく、変更の旨を通知するものとします。

第10条(第三者への委託)

当社は、本プログラムの円滑な運営を目的として、第3条第1項に定める委託のほか、本業務の一部(移動手段の手配等)について、第三者に委託することができるものとします。

2. 前項の場合において、本契約において当該委託に関連する内容について、当社は当該第三者に本契約と同等の責務を課すものとします。

第11条(損害賠償)

第 9 条 2 項に定める事由によって、当社が本契約を解除した時、当社は参加者に対して交付した支援金の全部又は一部の返還を求めることができるものとし、参加者は、当社から支援金の返還を求められた場合には、直ちにこれを返還する義務を負うものとします。

第 12 条(免責)

当社は、本プログラム内容の最新性、確実性、有効性、有用性、その他参加者の参加目的等に合致することを保証するものではありません。

2. 第9条に基づき、本プログラムの中止・解除・延期、あるいは WEB 会議ツールを用いたオンライン開催への切り替えがあった場合、参加者は自ら手配した公共交通・宿泊施設等について、予約変更・キャンセル等の手続きを自ら実施するものとし、キャンセル料等が発生した場合、当社は当該料金について一切補償及び賠償をしないものとします。

第 13 条(反社会的勢力との取引排除)

参加者及び当社は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

- (1)自己(参加者にあっては、参加者に所属する者を含みます。以下、本項において同じ。)または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であること。
- (2)自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること。
- (3)自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること。
- (4)自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。(5)自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること。
- (6)自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- 2. 参加者及び当社は、相手方が前項の確約に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
- 3. 参加者及び当社は、相手方が第 1 項各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該事実の確認を目的として調査を行うことができるものとし、相手方は、当該調査に協力するものとします。

第 14 条(当社の責務)

当社は善良なる管理者の注意をもって、本プログラムを実施するものとします。

第15条(権利義務の譲渡禁止)

参加者は、本契約について、その契約上の地位及びこれにより生じる権利義務の全部又は一部を、当社の事前の書面承諾なく第三者に譲渡等の処分をし、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。

第 16 条(有効期間)

本契約の有効期間は、募集要項に定める本プログラムの開始日から終了日までとします。

2. 本契約の有効期間終了後も、第5条(承諾事項)第3号乃至第7号、第6条(秘密保持)、第7条(個人情報保護)、

第 13 条(反社会的勢力との取引排除)、第 15 条(権利義務の譲渡禁止)及び第 17 条(準拠法及び管轄裁判所)は存続するものとします。

第17条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約は、日本国の民法、その他の法律に準拠し解釈されるものとします。

2. 本契約に関して生じた一切の紛争の解決に際しては、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

附則

2024年11月11日制定